

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	美浜町	事業名	史跡・興道寺廃寺跡	事業形態	直接買上げ								
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
<p>当史跡は、7世紀後半に創建され8～9世紀の再建過程を経て10世紀初頭まで存続したとされる金堂、塔、講堂が配置された法起寺式寺院であり、北陸地方において創建から廃絶に至るまでの伽藍変遷が明らかになった数少ない古代寺院として、また、地方寺院造営の在り方と有力氏族による仏教信仰の展開を知るうえで重要な史跡であることから平成30年2月に国史跡として指定されている。</p> <p>町では、この史跡を適切に保存管理するとともに広く活用を図るため、保存活用計画を令和元年度に、整備基本構想を令和2年度に策定し、指定地全体を史跡公園として整備するという長期的な構想を描いているが、当面の目標として、令和7年度から10年度までの4か年で史跡全体の公有化を完了させたいと考えている</p> <p>現在、史跡指定地(67筆)は、一部町有地(町道・7筆)を含むもののその約9割が民有地であることから、町による一体的な土地の整備事業を行うためには公有化は前提要件となる。これを地権者等の理解を得ながら円滑に推進するため、保存活用計画と整備基本構想に基づき、寺域の中心部分を優先に順次計画的に公有化を進めるべく方針を定め地権者説明会等を実施してきた。</p> <p>令和7年度においては、寺域中心部分にあり町道に接する重要な場所として位置づけられている指定地内唯一の宅地を最優先し公有化する予定である。当該地には居住家屋等3棟が建つが、居住者も史跡整備に理解を示し早期の公有化を望んでいる。町ではこの公有化を円滑に進めるため、令和5年度において用地の実測を、令和6年度において建物等調査と不動産鑑定評価をそれぞれ町費で行ったことから、これを踏まえた当該宅地の買上げとそれに伴う建物の移転補償を計画的に実施する必要がある。</p> <p>上記の公有化範囲を含む史跡整備の全体構想については、「史跡興道寺廃寺跡保存活用計画書(P.65～85)」及び「史跡興道寺廃寺跡整備基本構想(P.67～87)」に記載されている。(☆)</p> <p>(なお、宅地部分の公有化・整備については、「保存活用計画」では明記したものの、農振除外を見据えて策定した「整備基本構想」においては、居住者の権利等に配慮し具体的な記載を控えている。)</p>													
(2) 令和7年度公有化の計画													
番号	公有化計画地	公有化の緊要性				令和8年度以降当面の活用方針							
1	美浜町興道寺第6号淵ノ上2番1	当該地が指定地内唯一の居住地であることから、居住権の早期安定を考慮する必要がある。所有者の意向もあり公有化の最優先課題として計画を進めてきたため。				公有化した土地について、養生、盛土保護等の遺構保存整備や緑地帯としての景観整備を順次行う。その間、仮設の遺構表示や案内・解説板の設置を進めながら、講座やガイドツアーを実施するなど、特に町民に対して整備に向けての機運醸成を図ることとしている。							
当該年度事業費		77,084千円	当該年度補助額		61,667千円								
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	備考
公有化		R7～10	→										
管理 (R7買上地等)	草刈	シルバー人材センターに委託し、年4回実施	R8～										→
	巡回監視	職員や文化財保護委員等によるパトロールを年数回実施	R8～										→
活用 (R7買上地等)	緑地帯整備	暫定開放	R10～14										→
	仮設整備 (解説板整備・ガイド)	簡易解説板の設置 講座・ガイドツアーによる解説	R9 R9～14			→							→
活用 (全体計画)	整備計画等策定	整備基本計画策定 基本設計・実施設計 整備工事	R10～11 R12～13 R14～R15					→					→
	史跡公園供用予定		R16～										→
上記に係る特記事項													
<p>※R7買上地を含む公有化対象地の緑地帯整備(暫定開放)は、史跡公園としての供用を部分的に先行実施するものであり、史跡全体の整備基本計画との整合性に留意して実施する。</p> <p>※講座やガイドツアーによる解説は、買上地に設置する簡易解説板を活用して実施することとし、当該史跡の重要性、今後の整備・活用計画の理解を促進することを目的とする。</p> <p>※駐車場、トイレ、四阿、ベンチ等便施設周辺の整備に伴い更なる発掘調査と記録保存が必要となり、整備計画の見直しが必要となることにも留意する。</p>													